

# R1-R2シーズン 遊漁者による船舶を用いたビワマス釣りの 承認制について (プレジャーボート使用者用手順概要)

琵琶湖で船舶を用いたビワマス釣り（トローリング等）を行う遊漁者・遊漁船業者の方は、琵琶湖海区漁業調整委員会の承認が必要です。

## ■ 承認制の目的

琵琶湖では、ビワマスを対象とした引縄釣りの遊漁者が増加していることから、平成 25 年 12 月から承認制を導入してきました。平成 30 年 12 月からは従来の引縄釣りに加えて、船舶を用いた引縄釣りの外的ビワマス釣りも承認制の対象となりました。

この承認制は、現在のビワマス資源を維持することを目的としています。また、漁業とのトラブルの未然防止についても引き続き周知していきます。

皆さんの御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

R1-R2シーズン（令和元年 12 月 1 日～令和 2 年 6 月 30 日）の承認制に昨シーズンからの変更点はありません。

## ■ 承認期間および承認数など

### プレジャーボート使用者※

遊漁期間：令和元年 12 月 1 日 ～ 令和 2 年 6 月 30 日

承認数：制限しない

釣法の限定：竿を使用しない引縄釣りの禁止

使用できる釣針の個数と種類：竿 1 本につき 1 個（シングルフックのみ）

同時に使用できる竿の本数：1 承認あたり 2 本以内

※プレジャーボート使用者とは、自己が使用権限を持つ船舶、または使用権限を持つ他人から使用を認められた船舶を使用する者、およびその同乗者。

(例) 自身の船、友人の船、レンタルボートを使用する者など。

## ■ 申請受付期間

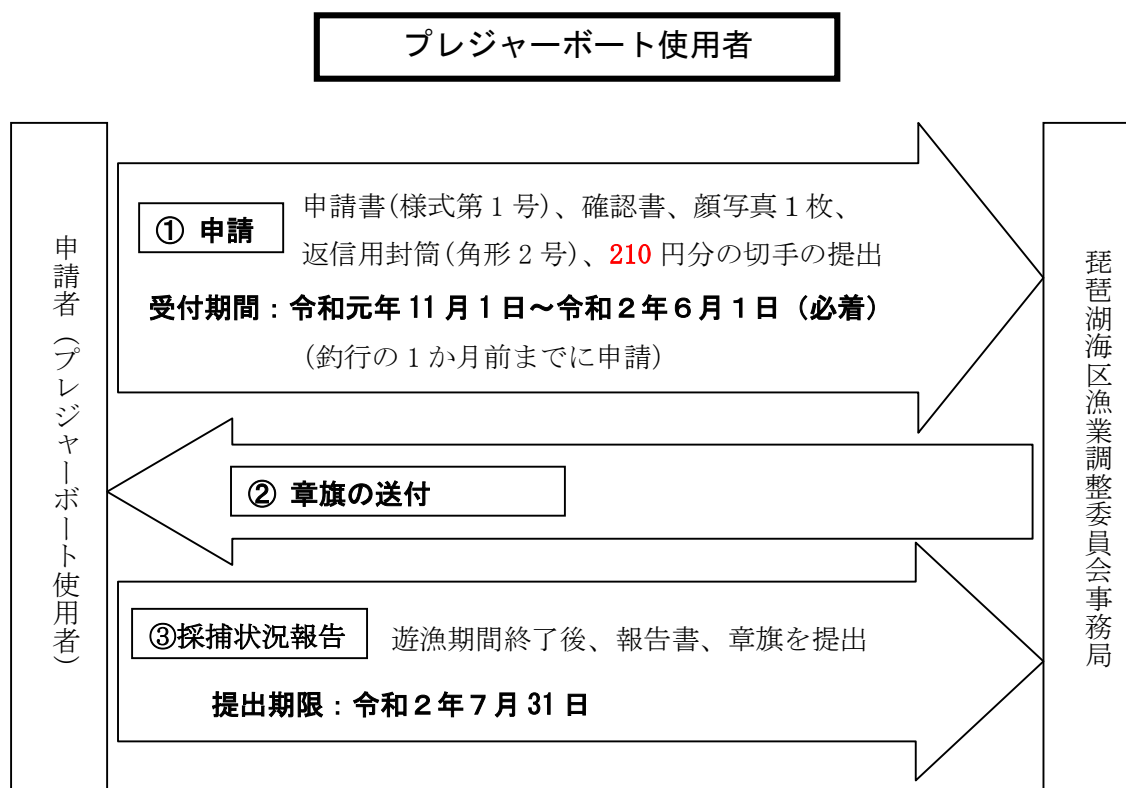
### プレジャーボート使用者

令和元年 11 月 1 日（金）から令和 2 年 6 月 1 日（月）まで

（令和 2 年 6 月 1 日（月）17 時 15 分必着）

受付期間を過ぎた申請は受付できませんので、申請者の責任において受付期間内に全ての書類（ア～オ）を提出してください。

## ■ 承認のながれ



## ■ 申請・承認の手続き

### プレジャーボート使用者

#### 1. 申請に必要な書類

承認を得ようとする者（以下、申請者）は、申請受付期間内に下記の全ての提出書類（ア～オ）を琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（以下、事務局）へ提出してください。受付期間を過ぎた申請は受付できません。申請にかかる費用は申請者の負担となります。

なお、切手の超過額や提出物以外に送付された物は、原則、返却いたしませんので御注意願います。

また、郵便料金不足で提出書類が事務局に配達された場合には受け取らず、郵便局へ送り返しますので御注意願います。

#### ア 申請書（様式第1号）

※ プレジャーボート使用者は引縄釣等を行う者毎に申請(1人当たり1承認のみ)

※ 承認を受けた遊漁船業者の船(ガイド船)のみを利用する人は申請不要

#### イ 確認書

#### ウ 顔写真1枚（縦45mm×横35mm、申請者本人のみを写したもの、

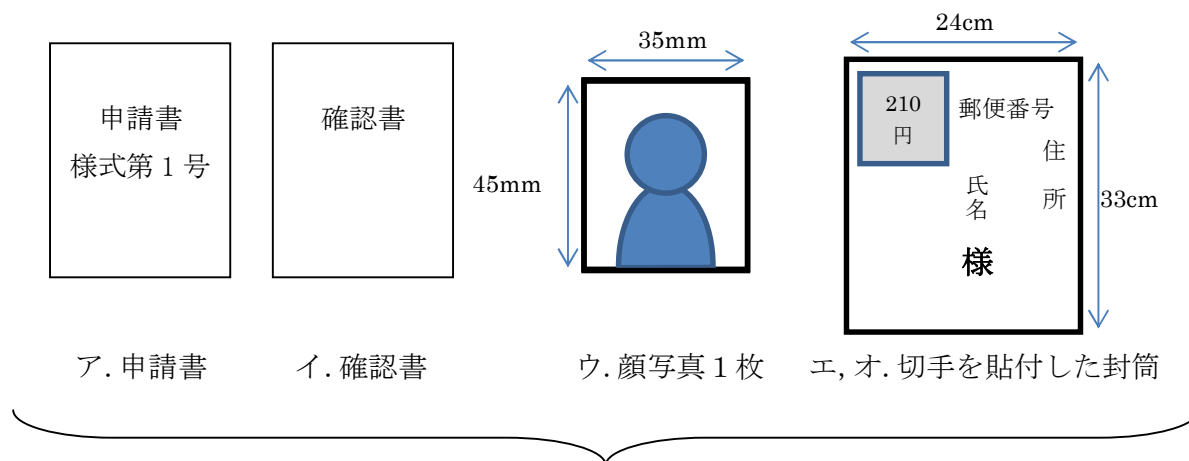
正面・無帽・無背景であること、鮮明であるもの）

(写真の裏面に申請者の名前を記載する)

## エ 返信用封筒 (角形 2 号、縦 33cm×横 24cm)

(申請者の宛名宛先を記載する)

## オ 210 円分の切手 (返信用封筒に貼付しておく)



ア. 申請書

イ. 確認書

ウ. 顔写真 1 枚

エ, オ. 切手を貼付した封筒

これらを封筒などに入れて、事務局へ提出

顔写真は事務局が保管し、現場等で承認者の本人確認のために使用し、その他の用途に用いることはありません。

**提出先** 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号  
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局 (滋賀県庁水産課内)  
問い合わせ 電話 : 077-528-3872

## 2. 承認審査

事務局が承認基準に沿って審査して承認者を決定します。承認基準に満たない者の承認はできません。また、申請受付期間以降に届いた申請書や受付期間内に全ての書類 (ア～オ) が整わなかった申請書は承認審査の対象とはなりません。

### 承認基準

#### [プレジャーボート使用者]

- ・漁業に関する法令\*の違反が確認されていない者または平成 28 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 2 号、平成 28 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 4 号、平成 30 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 2 号、もしくは令和元年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 1 号に従わなかったことが確認されていない者

※漁業に関する法令とは、漁業関係の法律、規則を指す。

- ・前年に承認を受けた者のうち採捕状況報告書を提出した者もしくは前年に未承認であった者。

### 3. 承認者への承認結果の通知と章旗の送付

#### プレジャーボート使用者

2. の提出書類が事務局で確認できた場合であって承認された場合には、提出いただいた返信用封筒（210 円分の切手を貼付したもの）に、審査結果と併せて章旗、その他案内を送付します。なお、今シーズンも承認証の発行は行いませんのでご注意ください。

承認審査、承認決定や発送作業に時間がかかりますので、釣行される 1 か月前までに申請してください。申請が集中することにより、それ以上かかる場合があります。

### 4. 採捕状況報告

#### プレジャーボート使用者

承認者は、遊漁の終了後、採捕状況報告書（様式第 3 号および様式第 4 号）および章旗を事務局に提出することとします。

提出期限：令和 2 年 7 月 31 日まで

## ■ 承認者が守るべきルール

- ・ 令和 2 年 7 月以降はプレジャーボートでの引縄釣等は行わない。
- ・ 竿を使用しない引縄釣は行わない
- ・ 竿数は 2 本以内とする。
- ・ 釣針の数は竿 1 本につき 1 個（シングルフック）。
- ・ 全長 30 cm 以下のビワマスは持ち帰らない。
- ・ 漁労中の他船から 1km の範囲内および敷設された漁具から 300m の範囲内では引縄釣等を行わない。

## ■ 他人名義の使用、承認証および章旗の貸借の禁止

申請は、他人名義を用いての申請はできませんので、必ず事業をされる本人が申請してください。また、章旗は他人へ貸与することはできません。

他人名義での申請や章旗の貸借を確認した場合は、承認の取り消しや章旗を返納していただくことがあります。

また、章旗の貸借が確認された場合、確認した次のシーズンの承認を行わないなどの対処をする場合がありますので、くれぐれも他人名義を用いた申請や章旗の貸借をしないようにお願いします。

様式第1号 (プレジャーボート使用者用)

引縄釣等承認申請書  
(プレジャーボート使用者用)

年 月 日

(宛先)

琵琶湖海区漁業調整委員会

(〒 )

住所 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

※自書の場合は押印不要

年 齡 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

前回に承認 あり (前回の承認番号 30- )  
なし (どちらかに○)

下記のとおり琵琶湖において、引縄釣等を行いたいので申請します。

記

- 1 使用する船の形態 (ア～イのどれかを選択してください。複数でも可。)

ア 個人所有の船 出港予定港 ( )

イ 貸船業者の船 利用される貸船業者名 ( )

- 2 採捕計画

(1) 引縄釣等を行う予定の主な水域 (記入例：竹生島周辺、姉川沖など)  
( )

(2) 引縄釣等を行う予定の月 (遊漁期間) (該当の月に○、複数の月でも回答可。)

R1	R2					
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月

(事務局使用欄) 記入しないでください。

受理日	整理番号	承認番号	備考

# 確 認 書

(プレジャーボート使用者用)

令和元年9月3日付け琵琶湖海区漁業調整委員会指示第1号による琵琶湖における「遊漁者による引縄釣(釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。)および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法(ビワマスの採捕を目的としたものに限る。)」の承認にあたり、下記のことを確認いたします。

## 記

- 1 採捕したビワマスを販売しません。また、自ら経営する飲食店等で提供しません。
- 2 採捕したビワマスを自己で消費する目的以外で、水産加工業者、鮮魚店、飲食店、スーパー等流通業者、ホテル・旅館等に、無償であっても持ち込みません。
- 3 ビワマスの資源保護に十分に配慮します。
- 4 本委員会指示および関係法令等を順守します。
- 5 漁具をはじめ他の船舶、港湾・漁港などの施設および他者に損害を与えないようにします。
- 6 滋賀県水産課が行う監視業務に協力します。

琵琶湖海区漁業調整委員会 様

令和 年 月 日

住所  
氏名

印